

## 「子供を守る」住宅確保促進事業 事業概要

### ■ 「子供を守る」住宅確保促進事業とは

子育て世帯が子供の安全確保のための改修工事を行う際に、東京都の補助金が受けられるものです。

### ■ 補助対象者

補助対象者は以下の要件を全て満たす方です。

- (1) 都内の集合住宅や戸建住宅に居住する（居住を予定する場合を含む）方
- (2) 同居者に小学生以下の子供がいること

### ■ 補助金額等

補助金額：補助対象経費の3分の2

補助上限額：30万円/戸

### ■ 補助対象工事（例）

（安全対策）

- ・ 段差解消工事
- ・ 転倒防止等手すり設置（玄関、トイレ、洗面所、浴室）
- ・ 転落防止手すり等設置（バルコニー、窓、開放廊下、開放階段）
- ・ バルコニー内エアコン室外機等の設置場所へ柵を設置
- ・ 住宅内の建具（ドアや扉）への指挟み防止対策の実施
- ・ チャイルドフェンス等の設置
- ・ シャッター付き等感電防止コンセントの設置

（防犯対策）

- ・ 防犯性の高い玄関ドア等の設置
- ・ 住戸へのカメラ付きインターホンの設置
- ・ 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置 など

（補助対象工事のイメージ）



ベランダに置く室外機が足掛かりにならないような柵の設置



チャイルドフェンス等の設置



指挟み防止機能付き扉の設置